附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　三の9の(7)の改正規定（「オーストリア」を「アルメニア、オーストリア」に改める部分に限る。）　平成三十年三月十三日

二　三の9の(7)の改正規定（「ルクセンブルク」を「リトアニア、ルクセンブルク」に改める部分に限る。）　平成三十年四月十五日

三　三の9の(7)の改正規定（「チェコ」を「キューバ、チェコ」に改める部分に限る。）　平成三十年四月三十日

2　この告示の施行前にこの告示による改正前の昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）（3において「旧告示」という。）三の7の(2)の規定により経済産業大臣がした確認は、この告示による改正後の昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）（3において「新告示」という。）三の6の(4)の規定に基づいて、農林水産大臣がした確認とみなす。

3　この告示の施行前に旧告示三の7の(3)の規定により経済産業大臣がした確認は、この告示の施行後は、新告示三の6の(5)の規定に基づいて、農林水産大臣がした確認とみなす。

○経済産業省告示第二十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百六十号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、同条第三号に掲げる場合及び輸入令別表第一第十八号に掲げる貨物として輸入しようとする場合については、この限りでない。 一　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号。以下「輸入公表」という。）一の表の第2、二の表の第2の2及び三の7の(7)から(9)までに掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入公表一の表の第2及び三の7の(7)から(9)までに掲げる貨物にあっては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。 二　［略］ 三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に定める動物及び植物並びにこれらの派生物（輸入公表二の表の第2の1、二の二の表の第2の1並びに三の7の(4)から(6)まで及び8の(2)から(4)までに掲げる貨物であって、ワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物に該当するものをいう。）を輸入しようとする場合。ただし、次に掲げるときを除く。 (1)・(2)　［略］ 四～九　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、同条第三号に掲げる場合及び輸入令別表第一第十八号に掲げる貨物として輸入しようとする場合については、この限りでない。 一　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号。以下「輸入公表」という。）一の表の第2、二の表の第2の2及び三の7の(9)から(11)までに掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入公表一の表の第2及び三の7の(9)から(11)までに掲げる貨物にあっては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。 二　［略］ 三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に定める動物及び植物並びにこれらの派生物（輸入公表二の表の第2の1、二の二の表の第2の1並びに三の7の(6)から(8)まで及び8の(2)から(4)までに掲げる貨物であって、ワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物に該当するものをいう。）を輸入しようとする場合。ただし、次に掲げるときを除く。 (1)・(2)　［略］ 四～九　［略］

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月6日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	撮影 地区(他方)	摘要
数値空中写真	10cm相当	平成29年	ＣＫＴ－2017－8	西之島	デジタル 69枚

備考　空中写真の刊行日　平成30年3月7日